

新制度移行幼稚園と私学助成幼稚園の違い

	新制度移行幼稚園	私学助成幼稚園
財政措置	国が定める施設型給付費	私学助成・幼稚園就園奨励費
保育料	市町村が所得に応じて定める利用者負担 一定の要件の下で上乗せ徴収可能	設置者が設定した利用者負担
選考方法	公正な方法で選考(事前に明示することが義務) 応諾義務あり	建学の精神に基づく選考(特に制約なし)
契約方法	施設と保護者の直接契約に変わりは ないが、施設が施設型給付を受けるにあたり、 教育利用認定を受ける必要がある。	施設と保護者の直接契約
施設の認可・認定	都道府県が認可・指導監査を行うが、 「給付の支給対象施設」として市町村による 確認・指導監督が行われる	都道府県が認可・指導監査を行う